

意見書案第 1 号

アスベストによる健康被害の救済と対策を求める意見書について

地方自治法第99条の規定による意見書を室戸市議会会議規則第14条により提出します。

平成 25 年 12 月 19 日 提出

提出者	室戸市議会議員	米 澤 善 吾
賛成者	〃	町 田 又 一
〃	〃	上 野 祥 司
〃	〃	亀 井 賢 夫
〃	〃	柳 原 只 雄
〃	〃	小 椋 利 廣
〃	〃	林 竹 松
〃	〃	山 本 賢 誓
〃	〃	脇 本 健 樹
〃	〃	堺 喜久美
〃	〃	久 保 八太雄
〃	〃	北 岡 幸 男
〃	〃	濱 口 太 作

室戸市議会議長 山 下 浩 平 様

アスベストによる健康被害の救済と対策を求める意見書

アスベスト（石綿）製品を過去に製造していた企業の従業員や家族、工場周辺の住民が、アスベストによると思われる中皮腫や肺がんで死亡した事例が相次いで報告されている。特に、兵庫県尼崎市では、従業員のみならず家族及び周辺住民にも中皮腫による死亡者が出ているとの報告がある。ILO・WHOもアスベストの発がん性については早くから警告してきたが、日本では規制の対応がおくれたために、その後の被害拡大の大きな要因になっている。アスベスト被害に対する国民の不安は非常に高まっており、正確な情報を求める声が強くなっている。また、アスベストが原因とされる健康被害を受けながら労災補償されていない労働者や、さらには、家族、周辺住民の被害者からも救済を求める声が相次いでいる。

ことに、一昨年3月11日に発生した東日本大震災は、甚大な人的被害に加えて広範囲にわたり建物等損壊の被害を発生させており、被災地において瓦礫や建物等の撤去、解体、運搬等の作業が多く、作業員やボランティアによって行われているが、これらの作業は、今後も長期にわたって必要となっている。瓦礫や建物等の撤去、解体、運搬等の作業に伴って、発ガン物質であるアスベスト粉じんが大量に発生しており、作業員やボランティアばかりでなく、住民に対する暴露、吸引の防止対策を十分にとる必要が極めて強くなっている。

よって国におかれては、国民の安全を確保し、被害の拡大防止、患者救済対策などを進めるための包括的な取り組みを求めるため、次の事項について早急に実施するよう強く要望する。

記

1. 「石綿による健康被害の救済に関する法律」を改正し、指定疾病を拡充すること。
2. 検査・医療体制の確立を急ぐと共に、そのための費用等について必要な措置を講ずること。また、検査費用の補助等も同様とすること。
3. 被災労働者の家族や工場の周辺住民の健康管理体制と補償を充実すること。
4. 社会福祉施設、医療機関、学校等、多数の住民が利用する公共・民間建築物のアスベスト除去を促進するため、助成制度や融資制度等の支援措置を早急に講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月19日

室戸市議会

内閣総理大臣	安	倍	晋	三	殿
総務大臣	新	藤	義	孝	殿
厚生労働大臣	田	村	憲	久	殿
経済産業大臣	茂	木	敏	充	殿
農林水産大臣	林		芳	正	殿
法務大臣	谷	垣	禎	一	殿
国土交通大臣	太	田	昭	宏	殿
防衛大臣	小	野	寺	五	殿
内閣官房長官	菅		義	偉	殿
衆議院議長	伊	吹	文	明	殿
参議院議長	山	崎	正	昭	殿